

福岡県工業技術センター外部評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 福岡県工業技術センター（以下「工業技術センター」という。）の効率的・効果的な組織運営、資源の重点的・効率的配分及び県民への業務実態の公開を図るため、工業技術センターに外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、工業技術センターの業務に関する客観的な外部評価（以下「評価」という。）を実施する。

(評価の実施)

第2条 評価は、5年毎に実施する。

(委員会および委員)

第3条 委員会は、評価の実施年度毎に設置し、期間は原則1年以内とする。

- 2 委員会は、9名の委員で構成する。
- 3 委員は、県庁外部の有識者及び専門家から、十分な評価能力を有し、かつ、公正な立場で評価を実施できると認められる者を、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は委員会設置から終了までとし、再任はこれを妨げない。
- 5 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱し、その委員の任期は、前委員の残任期間とする。

(委員の責務)

第4条 委員は、評価にあたって公平かつ厳正にこれを行うと共に、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員会業務)

第5条 委員会は、工業技術センター所長の要請に基づき評価を行う。

- 2 委員会は、評価方法及び内容を協議、決定する。
- 3 委員会は、事務局に対し、必要な資料及び情報の提供を求めることができる。
- 4 委員会は、評価結果に基づき「外部評価報告書」を作成する。
- 5 委員会は、「外部評価報告書」をもって評価結果を工業技術センター所長に報告する。

(委員長)

第6条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長が委員会を欠席する場合は、委員長が委員長代理を指名する。

4 第3条第4項の規定は、委員長の任期について準用する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が招集し、議長は委員長がこれをつとめる。

2 委員会は、委員総数の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

(委員会の公開)

第8条 センター所長は、「外部評価報告書」をインターネットなどを利用して、県民にわかりやすい方法で速やかに公開する。

2 個人情報又は企業情報の保護等のため、機密の保持が必要な情報については、前項の規定に係わらず公開しない。また、委員会は原則非公開とする。

3 委員は、評価結果等の公開について同意する。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、工業技術センター企画管理部に事務局を置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの外、委員会の運営に関し必要な事項は、別途、協議して定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

2 平成14年度から平成16年度は、第2条の規定にかかわらず、毎年度外部評価を実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。